

社会福祉法人島田福祉会 役員等報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人島田福祉会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行い、第4条の報酬及び実費弁償費が支給される場合は、本条に定める支給はこれを行わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行い、第4条の報酬及び実費弁償費が支給される場合は、本条に定める支給はこれを行わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて依頼を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

~~5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする~~

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行い、本条次項の報酬及び実費弁償費が支給される場合は、本項に定める支給はこれを行わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実

費弁償費を支払うことができる。

~~3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする~~

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が、理事会の依頼を受けてその業務を報告するために理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合第2項に定める報酬及び実費弁償費が支給される場合は、本項に定める支給はこれを行わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

~~3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする~~

(監査並びに運営指導)

第7条 法人本部がスーパーバイザーに対して本部規程第10条に定める業務を委嘱した場合は、別表2に従って報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬の支払い時期と支払い方)

第9条 第3条～第7条の報酬は、職務執行当日ないし業務終了日に、現金でその都度支払う。2当日の支給ができない場合、支払いを受ける役員等の同意により後日の支給とするが、業務終了日から起算し1週間以内とする

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第11条 報酬は証跡によって支払われるものとし、役員等は法人職務証跡資料として、業務報告作成に協力しなければならない。

2 証跡を確認できない場合は、報酬の支給を行わないことができる。

(報酬等の支払)

第 12 条 報酬の支払いは原則として都度払いとする。

2 支払は、その職務を執行した当日に、当該役員等に対して直接現金で行うものとするが、当該日に支払を行うことができない状況が生じた場合には、当該役員に対してその理由と支払日とを通告し、その承諾の元に支払日を変更するものとする。

(改正)

第 13 条 本規程の改正は、評議員会の承認を経なければならない。

付 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

平成 29 年 4 月 1 日 社会福祉法改正に伴う法人内諸規程改定に合わせ全面改定

令和 2 年 4 月 1 日 大田区福祉部福祉管理課の指導により、第 11 条追加

令和 3 年 4 月 1 日 一部改定(同年 6 月の評議員会による承認を得た後適用)

2 別表に定める金額は全て税別とし、支払いの際に源泉税を加算した額を支給する。

別表 1 理事会および評議員会出席報酬 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	1, 0 0 0 円	旅費
評議員会出席報酬等	1, 0 0 0 円	旅費
第三者委員出席報酬等	1, 0 0 0 円	旅費

別表 2 業務報酬等 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費	備考
監事及び評議員業務報酬等	1 0, 0 0 0 円	旅費	
苦情対応第三者委員報酬等	1 0, 0 0 0 円	旅費	
監査並びに運営指導報酬等	1 8, 0 0 0 円	旅費	
理事長及び理事・スーパーバイザー業務報酬等	2 0, 0 0 0 円	旅費	

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	1 5, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	実 費